

2018年度の第2回目となる第46回市民会議が、「ヘイトスピーチの現状と当会の取り組み状況について」というテーマで行われた。

当会の外国人の権利に関する委員会の殷勇基委員、高橋済副委員長から、(1)ヘイトスピーチに関する当会のこれまでの取り組み、(2)ヘイトスピーチに関する近年の状況、(3)ヘイトスピーチと他の差別、ハラスメントとの比較、(4)人種差別撤廃条約と法律・条例、(5)ヘイトスピーチに関する現状・過去・未来、(6)当会による人種差別撤廃モデル条例案の内容、東京都人権条例との比較等について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する(発言順)。

津山：ヘイトスピーチの規制に関して、表現の自由を守る立場としては、例えば公共施設の利用制限について、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合にのみ制限を認めるというような「迷惑要件」は必要ではないか。東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案(以下「条例案」)には迷惑要件は定められていないが、その場合集会で、何かを根拠に「〇〇人の犯罪の発生率が高い」ということを訴えたとき(より差別性が高いこともある)規制の対象に該当することになり得る。これは、最高裁の判例にも反するのではないかと思う。迷惑要件を入れて、具体的な危険性があるからといって規制するというのが事前規制のあり方だ。これは、出版の事前差止めにも通じる問題なので、条例案はちょっと踏み込みすぎではないかと思う。

人種差別撤廃条約の背景を考えていったときに、ヨーロッパと日本の状況はかなり違う。オスロやパリでは人種差別によるテロで多くの人々が殺されるという「ヘイトクライム」が発生しているなど、ヨーロッパの場合には現実の危険がある。ヘイトスピーチとヘイトクライムの問題は分けて考えるべきで、日本の場合、そこまでの状態が果たしてあるのだろうかという疑問に

思っている。現状であれば、侮辱罪、脅迫罪、名誉毀損罪、不法行為などの事後のサンクション、救済でも対応できるのではないか。

江川：フィリピン国籍の一家の在留資格に関する「カルデロンちゃん」の件があった当時は、ヘイトスピーチを行う団体が騒ぎはじめたところで、余りにも口汚いので、あまり触りたくない、まともに相手にするのはよくないのではないかという雰囲気もあった。今では、ヘイトスピーチは放置せずに毅然と対応しなければならないという認識は、多くの人に共通するところとなっている。

今回紹介のあった条例案が駄目ということではないが、弁護士会としても、まずは既にある法律を最大限に活用するというところで、あるいは危ないなというときに警察や行政機関に今の法律の中でできることをやってもらいたいと、国家公安委員会や与党に働きかけていくべきではないか。今ある法律を活用するためのロビーイング活動というのは大事であると思う。

条例を作るにしても、それぞれの自治体の与党の人たちとうまく折り合わないと、東京都の条例案のように多くの点で知事に一任というような危ないものができてしまう。それぞれの自治体の与党、あるいは自治体の長との協議を、弁護士会としてもっとやってもらいたいと思う。

田中：商工会議所も、省庁や自治体に対して様々な提案をしているが、提案しただけでは一歩も前に進まず、結局は政治を動かさないと変わっていかない。条例案を出すのであれば、その条例案を説明しに行くロビー活動はどうしても必要ではないか。そうしたパイプは一朝一夕にはできないかもしれないが、ちゃんと意見を通さないと繋がっていかない。

東京オリンピックの際には外国人が多数訪れることになる。入れ墨をしている人は、公衆浴場に入れないという日本の今の慣習は、実質的に外国人は入れないということになれば差別の問題につながるのではないかと思うが、オリンピックのときはどうなるのだろうか

出席者・市民会議委員

(7人)

*敬称略

*肩書は2018年10月10日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
逢見 直人 (日本労働組合総連合会会長代行)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
田中 常雅 (東京商工会議所副会頭)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
山本 一江 (消費生活専門相談員)

心配している。現在、オリンピックに向けて様々な分野で対応が検討されているが、こうした問題について本当に東京都や区が動いているとすれば、現在ヘイトスピーチ対策として弁護士会が進めている取り組みにとっても実現化するチャンスになるのではないかと。

逢見：現在、外国人労働者の受入れについて議論になっている。法務省では、これに伴い新しく出入国在留管理庁を作る方針というが、日弁連では、そうではなくて多文化共生庁を作るべきだという主張をしているということである。多文化共生のため、日本語教育や法教育をしたり、外国人の子どもの高校進学率を上げるための対策などを求めたいという話があったが、そうした議論について1つまとまったものがあるというのではないかと。外国人労働者の受入れも、そういう要素を入れ込んで法律を作っていくと、ただ単に外国人労働力をうまく使えばいいという話になってしまう。

磯谷：条例案については、個人的には非常に理解できるし、こういうものを出していくのは、弁護士会の使命であると思う。ただ、出しっぱなしではなく、同時に一般向けの法教育を行ったり、ヘイトスピーチに対抗する裁判例を作っていくことが重要である。

特に法教育は、確信犯的にヘイトスピーチを行っている人だけではなくて、以前の大量懲戒請求の問題のときにもあったような、無自覚、無責任に追従するような人たちをどうしていくかというところでは、非常に重要になってくる。

また、ヘイトスピーチの問題については、保守を名乗る政治家や、企業人、文化人たちの側でも、「一緒にしてくれるな」という形での、それと対峙していくんだという姿勢を出していくと、なかなか効果的な状況というのは生まれてこないと思う。

東京オリンピックもあるし、外国人との共生とかダイバーシティというところがなければ、日本は立ち行かない。弁護士会としてロビーイングは困難が伴うという話があったが、それをやる効果は非常に大きいと思うので、工夫して取り組んでいただきたい。

岡田：そもそも人権というのは天賦のものであって、法律ですらそれを侵すことができないものである一方、条例は、その地域に応じたものを作るというもので、人権に関して条例を作ると地域によって人権保障がばらばらなものになりかねない。この東京の条例案は、法律家が、詰めて作っているという部分からすると、正当性があるんだろうと思う。せっかくいいものを作ったのであれば、やはり弁護士会としてそれを全国に反映させるような行動を起こさなければならないと思う。

法教育という話が出たけれども、教育は子どものときにしてはじめて効果があるのであって、平気でヘイトスピーチをするような人間に法教育をしても効果はないように思われる。そういう人に対しては、被害者の受けた被害に対応する加害者としてのペナルティーというものを明確にしなければならないのではないかと。その一方で、子どものときからの法教育で人権というものについての理解を徹底していく必要があると思う。

山本：そもそも生物学的には人種というものではなく、多様性に基づく文化的な違いが人種と言われているにすぎないという考え方が紹介されたが、条例を定めるということは、規制をするということなので、ヘイトスピーチに対する規制をすると、むしろ逆に人種という概念が表に出てしまうというところがある。

人種という考え方を最終的になくしていくという方向であれば、そのあたりをどのように考えていくかであるが、最終的には教育が一番大事になってくると思う。それは、従前の教育だけでは補いきれないので、啓蒙活動も含めた法教育が必要となり、弁護士会の皆さんの力が必要になってくる。ヘイトスピーチを行っている人も、自分は弱者だ、マイノリティーだと思っている可能性がある。そこで、いくらマイノリティーだとしても、そういうことは言うてはいけないということ、法教育により伝えていくということが大事であると思う。